

令和4年11月11日
みどり33推進担当部
公園緑地課

自動車事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和4年9月30日(金)午後1時15分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区大蔵四丁目6番先路上
- (3) 相手方 乙 ()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)公園緑地課職員が運転する区有車(軽貨物車)が、管理樹木の状況確認のため現場へ向かっていたところ、脇の歩道を自転車で走行していた乙が進路を変更して車道に出た際に、甲車両の後方側面に乙自転車のハンドル端部が接触して転倒した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:車両側面後方の塗装汚れ
乙 人身:左膝擦り傷
物損:特になし

2 事後の対応

- (1) 現場において、甲乙及び警察官の立ち合いのもとで、事故の内容や損傷の程度について確認を行った。乙とは、誠意をもって対応し、示談交渉にあっている。
- (2) 本件事故発生後、職員に対し自動車を運転する際には、細心の注意を払うよう指導を行った。今後も事故再発防止に向け、安全運転の啓発を継続的に行っていく。

位置図



現場説明図

